

## 第8章都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 第1節 専門家等による技術的助言

環境影響評価項目、調査、予測及び評価の手法の選定にあたり、必要に応じて専門家等による技術的助言を受けました。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容については、表 8-1 に示すとおりです。

表 8-1 専門家等の専門分野及び技術的助言の内容

項目	専門分野	技術的助言の内容
大気質	環境地理学 (大気汚染、 地球温暖化)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺における大気汚染物質の観測状況等を踏まえ、適切に大気質の調査を実施すること。
騒音 振動 低周波音	環境計画 社会音響学 建築音響学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
水質	地質学 岩石鉱物学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。
動物(陸生動物) 生態系	動物 (動物生態学 ・鳥類)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・近年減少傾向にあるシギ・チドリ類等の生息に適した水田等の湿性草地在事業実施区域周辺に分布しているため、これらの湿性草地における水辺の鳥類の生息状況に留意すること。 ・事業の実施によりチュウヒのねぐらや営巣地となっていると考えられる木曾川沿いのヨシ原や木曾岬干拓地を改変しないのであれば、調査地点を木曾川沿いに配置する必要はない。
動物(陸生動物) 生態系	自然史学 (生物多様性学)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺は水田地帯であり、ナゴヤダルマガエルが普通に生息している地域である。 ・事業実施区域及びその周辺において、ニホンアカガエルの局所的な生息情報があるため、留意して調査を実施すること。
動物(水生動物) 生態系	生物学(生態学・ 動物学・ 水環境学)	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺の水田地帯においては、カワバタモロコの生息状況に留意して調査を実施すること。
植物 生態系	植物分類学	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺は水田が広く分布する地域であり、植物相の調査時期は春季・夏季・秋季、植物群落の調査時期は夏季～秋季で問題ない。なお、植物相の春季調査は、水田の耕起前に実施することが望ましい。 ・事業実施区域及びその周辺において、環境影響評価で対象にするような重要な蘚苔類の生育はないと考えられるため、蘚苔類を対象とした調査は不要である。ただし、水田環境を特徴づけるイチョウウキゴケについては、維管束植物を対象とした植物調査において、生育状況の把握に努めること。
景観 人と自然との 触れ合いの活動 の場	建築学 建築史・意匠	・方法書案の項目並びに調査、予測及び評価の手法について異論なし。 ・事業実施区域及びその周辺における田園風景に留意して調査を実施すること。

## 第2節 環境影響評価の項目

本事業に係る環境影響評価の項目について、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第10号）、「道路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月12日建設省令第19号）（以下、「国土交通省令」といいます。）に基づきつつ、「国土技術政策総合研究所資料第714号 土木研究所資料第4254号 道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月 国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「国土技術政策総合研究所資料第1322号 道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和7年度版）」（令和7年6月 国土交通省 国土技術政策総合研究所）（以下、「技術手法」といいます。）を参考の上、「環境影響評価指針」（平成11年5月28日、愛知県告示445号）及び「三重県環境影響評価技術指針」（平成11年5月25日、三重県告示第274号）を勘案し、配慮書での検討結果及び配慮書に対する国土交通大臣意見、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。

本事業に係る環境影響評価の項目及びその選定理由は、表 8-2 に示すとおりです。

環境影響評価を行う項目は、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、土壌、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等に係る項目としました。

## 第3節 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

前節において選定した環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由は、表 8-3 に示すとおりです。

表 8-2 環境影響評価の項目及びその選定理由

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用			事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由			
	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	設置	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	汚染土壌等の掘削等	道路(地表式又は掘割式)の存在	道路(嵩上式)の存在		自動車の走行	休憩所の供用	
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●								○	事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。		
			粉じん等	○	○										事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る粉じん等による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
		騒音	騒音	○	○									○	事業実施区域及びその周辺には住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る騒音による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。	
		振動	振動	○	○									○	事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る振動による影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
	水環境	水質	水の濁り					●						○	事業実施区域及びその周辺には、日光川及び鍋田川等の公共用水域が存在するため、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る水質（水の濁り）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。休憩所を計画し、かつ休憩所からの汚水を公共用水域へ排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用（休憩所の供用）に係る水質（水の濁り）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
			水の汚れ												○	休憩所を計画し、かつ休憩所からの汚水を公共用水域へ排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用（休憩所の供用）に係る水質（水の汚れ）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
			水の富栄養化												●	休憩所を計画し、かつ水質汚濁防止法第四条の二第一項の規定する指定地域に排出することとなった場合、土地又は工作物の存在及び供用に係る水質（水の富栄養化）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。
	土壌に係る環境その他の環境要素	土壌	土壌							●					事業実施区域には、汚染土壌が存在するため、工事の実施（汚染土壌等の掘削等）に係る土壌汚染の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
		その他の環境要素	日照障害										○		事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在し、かつ対象道路は嵩上式（高架構造）で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（嵩上式）の存在）に係る日照障害の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地						○					○	事業実施区域及びその周辺には、重要な種の生息環境が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る動物（重要な種及び注目すべき生息地）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。	
植物		重要な種及び群落						○					○	事業実施区域及びその周辺には、重要な種の生育環境が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る植物（重要な種及び群落）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。		
生態系		地域を特徴づける生態系						○					○	事業実施区域及びその周辺には、地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る生態系（地域を特徴づける生態系）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						●					○	事業実施区域及びその周辺には、自然環境の保全に係る法令等により指定された地域に景観資源が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る景観資源への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点及び景観資源が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る主要な眺望景観への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。また、計画段階環境配慮書では、文献調査に基づく検討であったため、更に詳細な検討を行う必要があることから選定します。		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						●					○	●	事業実施区域及びその周辺には、自然環境の保全に係る法令等により指定された地域に主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するため、土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在及び自動車の走行）に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況							■					■		事業実施区域には、文化財保護条例等に基づく文化財等が存在するため、工事の実施（工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）及び土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）に係る地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況（文化財等）への影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○										工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）に係る廃棄物等の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	
	温室効果ガス等	温室効果ガス等		■											工事の実施に伴い温室効果ガス等が発生するため、工事の実施（建設機械の稼働等、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る温室効果ガス等の影響が考えられることから、環境影響評価の項目として選定します。	

注1) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されていない参考項目以外の技術手法に掲載されている項目、“**太枠**”印は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

注2) 表中の“■”印は“○”及び“●”に該当する項目以外の愛知県環境影響評価指針に示されている項目を示す。

注3) この表において各用語の定義は、以下に示すとおりである。

切土工等：切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

工事施工ヤード：工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

粉じん等：粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

注目すべき生息地：学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であること、その他の理由により注目すべき生息地をいう。

主要な眺望点：不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

主要な眺望景観：主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

主要な人と自然との触れ合いの活動の場：不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

表 8-3(1) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状 物質	工事の実施 (建設機械 の稼働)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況</b> 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は、一般局が6局、自排局が5局存在します。 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、11局とも過去5年間において環境基準を達成しています。</p> <p><b>3. 気象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。</p> <p><b>4. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市(旧祖父江町を除く)・愛西市(旧立田村、旧八開村を除く)・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市(旧多度町を除く)・木曾岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める対策地域に指定されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2) 気象の状況（風向、風速、日射量及び放射収支量又は雲量）</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）等による観測方法</p> <p><b>3. 調査地域</b> 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」（国総研資料第714号 2.5）に記載のブルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3(2) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状 物質	工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況</b> 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は、一般局が6局、自排局が5局存在します。 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、11局とも過去5年間において環境基準を達成しています。</p> <p><b>3. 気象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。</p> <p><b>4. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市(旧祖父江町を除く)・愛西市(旧立田村、旧八開村を除く)・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市(旧多度町を除く)・木曽岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める対策地域に指定されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2) 気象の状況（風向、風速） 3) 道路の状況（交通量、走行速度）</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）に規定される測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年気象庁）による観測方法 3) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化が考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 道路の状況については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を予定している道路において交通状況の変化が考えられる箇所ごとに、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行を予定している道路を代表する交通の状況が得られる箇所とします。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要な期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、大気質及び気象の状況については、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」（国総研資料第714号2.6）に記載のブルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 工事前道路の接続が予想される既存道路など工事前車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 工事前車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内である限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3(3) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	土地又は工 作物の存在 及び供用(自 動車の走行)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車からの排出ガスによる二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）の状況</b> 事業実施区域及びその周囲の大気汚染常時監視測定局は、一般局が6局、自排局が5局存在します。 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、11局とも過去5年間において環境基準を達成しています。</p> <p><b>3. 気象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。</p> <p><b>4. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、愛知県一宮市・津島市・稲沢市(旧祖父江町を除く)・愛西市(旧立田村、旧八開村を除く)・弥富市・あま市・蟹江町・飛島村、三重県桑名市(旧多度町を除く)・木曾岬町が「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」で定める対策地域に指定されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 大気質の状況（二酸化窒素、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の濃度） 2) 気象の状況（風向、風速） 3) 道路の状況（交通量、走行速度）</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 大気質の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局の測定結果等を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す測定方法により行います。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）に規定される測定方法 ・「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）に規定される測定方法 2) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、気象の状況については、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）による観測方法 3) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域の中で二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度の変化があると考えられる箇所ごとに設定します。また調査地域を代表する気象の状況、道路の状況が得られる箇所に設定します。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、大気質及び気象の状況については、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」（国総研資料第714号2.1）に記載のブルーム式及びパフ式を用いて、年平均値を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 予測地域において、道路構造、交通条件が変化することによって区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。なお、高架構造である対象道路の近傍に中高層住居等が存在する場合は、必要に応じて対象道路の高さと同等の高さを設定します。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 二酸化窒素については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (4) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気質	粉じん等	工事の実施（建設機械の稼働）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 気象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、愛西地域気象観測所、桑名地域気象観測所及び蟹江地域雨量観測所が存在します。 愛西地域気象観測所及び桑名地域気象観測所では、気温、降水量、日照時間、風向・風速等を、蟹江地域雨量観測所では降水量を測定しています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 気象の状況（風向、風速）</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）による観測方法</p> <p><b>3. 調査地域</b> 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況が得られる箇所に設定します。 注）図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」（国総研資料第714号 2.3）に記載の事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 建設機械の稼働に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成2年7月3日、環大自第84号）に示されるスパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/㎥/月から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である10t/㎥/月を差し引いた値（10t/㎥/月）との整合が図られているかどうかを検討します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>
		工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に伴う粉じん等の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 気象の状況（風向、風速） 2) 道路の状況（交通量、走行速度）</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 気象の状況 既存資料調査は、調査地域に最寄りの大気汚染常時監視測定局及び気象官署等の観測結果を収集・整理することにより行います。 現地調査は、下記に示す指針に準拠して行います。 ・「地上気象観測指針」（2002年 気象庁）による観測方法</p> <p>2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する気象の状況、道路の状況が得られる箇所に設定します。 注）図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、異常年検定等に必要期間とし、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、大気質及び気象の状況については、春夏秋冬ごとのそれぞれ1週間の連続測定を基本とします。道路の状況については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」（国総研資料第714号 2.4）に記載の事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 粉じん等の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.5mとします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成2年7月3日、環大自第84号）に示されるスパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/㎥/月から、降下ばいじん量の比較的高い地域の値である10t/㎥/月を差し引いた値（10t/㎥/月）との整合が図られているかどうかを検討します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>	

表 8-3 (5) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施 (建設機械 の稼働)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 騒音の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、令和6年度に桑名市及び木曾岬町の5地点で一般環境騒音の測定が行われています。測定結果はすべての地点・時間区分で環境基準を達成しています。</p> <p><b>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域が指定されています。また、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する地域指定及び時間区分が指定されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 騒音の状況 2) 地表面の状況（草地、裸地、芝地、舗装地の区分）</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第一号）に規定する方法により行います。 2) 地表面の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2) 地表面の状況 地表面の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」（国総研資料第714号4.2）に記載の音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の予測モデル：ASJ CN-Model）を用いて、騒音レベルの90%レンジの上端値（<math>L_{A5}</math>）等を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴い発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地境界線を予測地点として設定します。 予測高さは、原則として地上1.2mとします。なお、高架構造区間の近傍に中高層住居等が存在する場合は、必要に応じて高架構造物等と同等の高さについても予測高さを設定します。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第一号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月25日愛知県条例第7号）との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (6) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 騒音の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和6年度に7地点で、桑名市で令和5年度に1地点で、飛島村で令和4年度に1地点で道路交通騒音の測定が行われています。測定結果は、9地点のうち7地点において要請限度以下となっています。</p> <p><b>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域が指定されています。また、自動車騒音の指定区域及び時間区分が指定されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 騒音の状況 (等価騒音レベル) 2) 道路の状況 (交通量、走行速度、舗装の種類等) 3) 沿道の状況 (地表面の種類)</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 沿道の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、道路の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とします。 2) 道路の状況 交通量及び走行速度、舗装の種類等については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 沿道の状況 沿道の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」(国総研資料第714号4.3)に記載の音の伝搬理論に基づく予測式(既存道路の現況の等価騒音レベルに、工事用車両の影響を加味した式)を用いて、等価騒音レベル(<math>L_{Aeq}</math>)を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 工事用道路の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍で、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線に設定します。 予測高さは、原則として地上1.2mとします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (7) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
騒音	騒音	土地又は工 作物の存在 及び供用(自 動車の走行)	<p>対象道路は、4車線、設計速度100km/時で計画されており、基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の騒音の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 騒音の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和6年度に7地点で、桑名市で令和5年度に1地点で、飛島村で令和4年度に1地点で道路交通騒音の測定が行われています。測定結果は、9地点のうち7地点において要請限度以下となっています。</p> <p><b>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、騒音に係る環境基準の類型指定区域が指定されています。また、自動車騒音の指定区域及び時間区分が指定されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 騒音の状況（等価騒音レベル） 2) 道路の状況（交通量、走行速度、舗装の種類等） 3) 沿道の状況（住居等の平均階数及び地表面の種類）</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 騒音の状況 現地調査は、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）に規定される測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 沿道の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、道路の状況、地表面の状況が得られる箇所とします。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 1) 騒音の状況 騒音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とします。 2) 道路の状況 交通量及び走行速度、舗装の種類等については、交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 沿道の状況 沿道の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」（国総研資料第1322号 4.1）に記載の音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の道路交通騒音の予測モデル: ASJ RTN-Model）を用いて、等価騒音レベル（<math>L_{Aeq}</math>）を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 騒音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 原則として予測地域の代表断面において、幹線道路近接空間及び背後地*の各々に設定します。 代表断面は、予測地域において、道路構造、交通条件が変化することに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して設定します。 予測高さは、幹線道路近接空間及び背後地における住居等の住居等の各階の平均的な高さを設定します。 ※幹線道路近接空間及び背後地:「騒音に係る環境基準」に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間とその背後地</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (8) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施 (建設機械 の稼働)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 振動の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、一般環境振動に関する公表資料はありません。</p> <p><b>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する地域指定及び時間区分が指定されています。</p> <p><b>4. 地質の状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 振動の状況 (振動レベル) 2) 地盤の状況 (地盤種別)</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に規定される測定方法により行います。 2) 地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図(表層地質図)等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地形の状況について把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所に設定します。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。なお、昼間及び夜間の区分毎に1時間当たり1回の測定を4回以上行います。 2) 地盤の状況 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」(国総研資料第714号6.2)に記載の事例の引用又は解析により得られた振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)等を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴い発生する振動の規制に関する基準位置の敷地境界線を予測地点として設定します。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(平成15年3月25日 愛知県条例第7号)に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (9) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	工事の実施 (資材及び 機械の運搬 に用いる車 両の運行)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 振動の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和6年度に7地点で、木曾岬町で令和5年度に2地点で道路交通振動の測定が行われています。測定結果は、すべての地点において要請限度以下となっています。</p> <p><b>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p><b>4. 地質の状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 振動の状況 (振動レベル) 2) 道路の状況 (交通量、走行速度) 3) 地盤の状況 (地盤種別)</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号) 第二備考4及び7に規定する測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査については、現地による計測機器を用いた計測等で把握します。 3) 地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図(表層地質図)等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地形の状況について把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、道路の状況、地盤の状況が得られる箇所に設定します。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。なお、昼間及び夜間の区分毎に1時間当たり1回の測定を4回以上行います。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 3) 地盤の状況 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査時期等は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」(国総研資料第714号6.3)に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 工事用道路の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線を予測地点として設定します。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 工事用車両の台数が最大になると予想される時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されることにより環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (10) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
振動	振動	土地又は工 作物の存在 及び供用(自 動車の走行)	<p>対象道路は、4車線、設計速度100km/時で計画されており、基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の振動の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 振動の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、一宮市及び蟹江町で令和6年度に7地点で、木曾岬町で令和5年度に2地点で道路交通振動の測定が行われています。測定結果は、すべての地点において要請限度以下となっています。</p> <p><b>3. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の限度、区域区分、時間区分が指定されています。</p> <p><b>4. 地質の状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 振動の状況(振動レベル) 2) 道路の状況(交通量、走行速度) 3) 地盤の状況(地盤種別、地盤卓越振動数)</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 1) 振動の状況 現地調査は、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号) 第二備考4及び7に規定する測定方法により行います。 2) 道路の状況 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。 3) 地盤の状況 既存資料調査は、土地分類図(表層地質図)等の公表資料を収集・整理することにより行います。 現地調査は、現地踏査による目視で表層地質及び周辺地形の状況について把握します。大型車単独走行時の地盤振動を周波数分析することにより地盤卓越振動数を求めます。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、道路の状況、地盤の状況が得られる箇所に設定します。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 1) 振動の状況 振動が1年間を通じて平均的な状況であると考慮される日とします。なお、昼間及び夜間の区分毎に1時間当たり1回の測定を4回以上行います。 2) 道路の状況 交通の状況が1年間を通じて平均的な状況であると考慮される日とします。 3) 地盤の状況 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、地盤の状況を適切に把握できる時期とします。地盤卓越振動数については、原則として10回以上の測定を行います。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」(国総研資料第714号6.1)に記載の振動レベルの80%レンジの上端値を予測するための式を用いて、振動レベルの80%レンジの上端値(L<sub>10</sub>)を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 振動の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 予測地域において、道路構造、交通条件が変化することに区間を区切り、各区間のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定し、当該代表断面における対象道路の区域の境界を予測地点として設定します。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令第58号)に基づく道路交通振動の限度との整合が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (11) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
低周波音	低周波音	土地又は工 作物の存在 及び供用(自 動車の走行)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路を走行する自動車の低周波音の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。 事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。 将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 低周波音の状況</b> 事業実施区域及びその周囲においては、低周波音に関する公表資料はありません。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 低周波音の状況 2) 住居等の位置</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 現地調査により行います。 1) 低周波音の状況 現地調査は、「低周波音の測定に関するマニュアル」等を参考に行います。 2) 住居等の位置 現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 道路構造が橋若しくは高架であり、低周波音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 予測地点との対応を考慮し、調査地域における低周波音の状況、住居等の位置を把握できる箇所に設定します。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。 (対象道路の道路構造の詳細が未確定であるため、橋若しくは高架の具体的な位置は示していません。)</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 1) 低周波音の状況 低周波音が1年間を通じて平均的な状況であると考えられる日とします。 2) 住居等の位置 住居等の位置を適切に把握できる時期とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 「技術手法」(国総研資料第714号5.1)に記載の既存調査結果より導かれた予測式を用いて低周波音圧レベルを予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 道路構造が橋若しくは高架であり、低周波音の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 予測地域において、橋若しくは高架の上部工形式又は交通条件が変化することに区間を区切り、各区分のうち住居等の保全対象の位置を考慮して代表断面を設定します。 予測高さは、当該代表断面における住居等の位置の地上1.2mを原則とします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 自動車の走行に係る低周波音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じて他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「環境省による一般環境中の低周波音の測定結果」(一般環境中に存在する低周波音圧レベル:1~80Hzの50%時間率音圧レベル<math>L_{50}</math>で90dB)及び「ISO 7196に規定されたG特性低周波音圧レベル」(1~20HzのG特性5%時間率音圧レベル<math>L_{G5}</math>で100dB)との整合が図られているかどうかを検討します。</p>	<p>技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (12) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の濁り	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置により、水の濁りへの影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 水象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。 事業実施区域においては、主な河川として日光川、光堂川、三宅川、目比川、善太川、鍋田川、筏川が流下しています。</p> <p><b>2. 水質の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、令和5年度に5地点、令和6年度に57地点の河川で水質調査（浮遊物質量）が行われています。このうち、類型指定されている15地点において、環境基準に適合しています。</p> <p><b>3. 利水の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、善太川及び鍋田川等に漁業権が設定されています。 調査区域における農業用水の多くは宮田用水及び木曽川用水から、工業用水は公共水道（工業用水道）から供給を受けています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 水質の状況（浮遊物質量の濃度、濁度） 2) 水象の状況（河川の流量、流向及び流速）</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 現地調査により行います。 1) 水質の状況 現地調査は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）等に規定される測定方法に準拠して行います。 2) 水象の状況 現地調査は、「水質調査方法」（昭和46年9月30日 各都道府県知事・政令市長あて環境庁水質保全局長通達）等に規定される測定方法に準拠して行います。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 調査地域において水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。 注）図8-2に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 類似事例を用いて推定する方法、若しくは計算による方法により、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に伴い発生する水の濁りの程度を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの影響を受ける水域の範囲とします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りの環境影響が最大となる時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 切土工等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水の濁りに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>
水質	水の濁り 水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用（休憩所の供用）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、休憩所の設置を検討しています。</p> <p>休憩所の供用により、水の濁り及び水の汚れへの影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 水象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曽川を水源とする宮田用水及び木曽川用水の用水路や排水路が広く整備されています。 事業実施区域においては、主な河川として日光川、光堂川、三宅川、目比川、善太川、鍋田川、筏川が流下しています。</p> <p><b>2. 水質の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、令和5年度に5地点、令和6年度に57地点の河川で水質調査（浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量）が行われています。浮遊物質量については、このうち、類型指定されている15地点において、環境基準に適合しています。生物化学的酸素要求量については、類型指定され、年間75%水質値が公表されている13地点において、環境基準に適合しています。</p> <p><b>3. 利水の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、善太川及び鍋田川等に漁業権が設定されています。 調査区域における農業用水の多くは宮田用水及び木曽川用水から、工業用水は公共水道（工業用水道）から供給を受けています。</p> <p><b>4. 下水道の整備の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、愛知県に3箇所、三重県に2箇所の公共下水道処理場が存在しています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の供用に係る浮遊物質量及び生物化学的酸素要求量の排水基準の規制内容</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 汚水を排出する公共用水域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 汚水を排出する地点、又は下流域において水質及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。 注）図8-2に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度（月1回、1年以上）とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 休憩所に設置される施設別汚水量及び施設別汚水水質の原単位を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される浮遊物質量、生物化学的酸素要求量を予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 汚水を排出する公共用水域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 汚水を排出する地点とします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 休憩所の供用に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p> <p><b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）による上乗せ排水基準との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (13) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
水質	水の富栄養化	土地又は工作物の存在及び供用(休憩所の供用)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、休憩所の設置を検討しています。  休憩所の供用により、水の富栄養化への影響が考えられます。	<b>1. 水象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、木曾川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。また、木曾川を水源とする宮田用水及び木曾川用水の用水路や排水路が広く整備されています。事業実施区域においては、主な河川として日光川、光堂川、三宅川、目比川、善太川、鍋田川、筏川が流下しています。  <b>2. 水質の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、令和5年度に2地点の海域で水質調査(全窒素及び全リン)が行われ、1地点の全リンを除き、環境基準に適合しています。なお、事業実施区域及びその周囲の河川48地点においても、水質調査(全窒素及び全リン)が行われています。  <b>3. 利水の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、善太川及び鍋田川等に漁業権が設定されています。調査区域における農業用水の多くは宮田用水及び木曾川用水から、工業用水は公共水道(工業用水道)から供給を受けています。  <b>4. 下水道の整備の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、愛知県に3箇所、三重県に2箇所の公共下水道処理場が存在しています。	<b>1. 調査すべき情報</b> 1) 休憩所の供用に係る汚水の排出先となる公共用水域の全窒素又は全リンの環境基準 2) 排出先の公共用水域の水質及び水象の状況 3) 休憩所の供用に係る窒素含有量及びリン含有量の排水基準の規制内容  <b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。なお、現地調査は、排出先の公共用水域の水質及び水象の状況について、「水質汚濁に係る環境基準について」及び「水質調査方法」等に規定される測定方法に準拠して行います。  <b>3. 調査地域</b> 汚水を排出する公共用水域とします。  <b>4. 調査地点</b> 汚水を排出する地点、又は下流域において水質及び水象の状況を適切に把握できる地点とします。 注) 図8-2に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。  <b>5. 調査期間等</b> 水質の状況及び水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度(月1回、1年以上)とします。	<b>1. 予測の基本的な手法</b> 休憩所に設置される施設別汚水量及び施設別汚水水質の原単位を用いて、原単位法による計算により、休憩所から公共用水域へ排出される窒素含有量、リン含有量を予測します。  <b>2. 予測地域</b> 汚水を排出する公共用水域とします。  <b>3. 予測地点</b> 汚水を排出する地点とします。  <b>4. 予測対象時期等</b> 計画交通量の発生が見込まれる時期とします。	<b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 休憩所の供用に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。  <b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号)による総量規制基準との整合が図られているかどうかを評価します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
土壌	土壌	工事の実施(汚染土壌等の掘削等)	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。	<b>1. 土壌の状況</b> 事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。事業実施区域及びその周囲の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。  <b>2. 土壌汚染の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、令和5年度に一宮市の1地点で土壌中ダイオキシン類濃度の調査が行われており、環境基準を達成しています。また、事業実施区域に土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が愛西市に1件存在しています。  <b>3. 地下水汚染の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、令和6年度に愛知県の20地点で、令和5年度に三重県の2地点で地下水質調査が行われており、6地点の砒素、7地点のふっ素で環境基準を達成していません。また、令和5年度にダイオキシン類(地下水)調査が行われており、環境基準を達成しています。	<b>1. 調査すべき情報</b> 1) 土壌汚染の現状(有害物質の種類、含有量、溶出量) 2) 地下水汚染の現状(有害物質の種類、濃度、地下水位等)  <b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料を整理する方法により行います。土壌汚染の現状及び地下水汚染の現状に関する情報が、文献資料では不足すると判断される場合には、現地調査を行います。  <b>3. 調査地域</b> 事業実施区域において、土壌汚染・地下水汚染が存在するおそれがある土地の形質変更や地下水の改変などを行う地域とします。  <b>4. 調査地点</b> 現地調査地点は、事業の計画の内容、地域の概況等を考慮して土壌汚染・地下水汚染の現況を適切に把握できる地点とします。  <b>5. 調査期間等</b> 調査期間・頻度は、土壌汚染・地下水汚染の状況を適切に把握できる期間・頻度とします。	<b>1. 予測の基本的な手法</b> 対象道路事業による土地の形質変更や地下水の改変などにより、土壌汚染・地下水汚染の問題が生じる行為・要因を明らかにすることにより定性的に予測します。  <b>2. 予測地域</b> 事業実施区域及びその周辺において、対象道路事業の実施による土壌汚染・地下水汚染により、環境影響を及ぼすと考えられる地域とします。  <b>3. 予測地点</b> 土地の形質変更や地下水の改変などによる環境影響を適切に把握しうる地点とします。  <b>4. 予測対象時期等</b> 土地の形質変更や地下水の改変を行う時期等とします。	<b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 汚染土壌等の掘削等に係る土壌に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。  <b>2. 基準又は目標との整合性の検討</b> 「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月17日環境庁告示第68号)との整合が図られているかどうかを評価します。	技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

表 8-3 (14) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
その他の 環境要素	日照障害	土地又は工 作物の存在 及び供用 (道路(嵩上 式)の存在)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>道路(嵩上式:高架構造)の存在により、日照障害の影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 保全対象の立地状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、市街化区域及び市街化調整区域となっており、住宅用地及び田が多くみられます。事業実施区域においては、小学校が13箇所、中学校が8箇所、高等学校が4箇所、特別支援学校が1箇所、各種学校が2箇所、幼稚園が2箇所、保育所が16箇所、認定こども園が3箇所、病院が2箇所、福祉施設が46箇所立地しています。</p> <p>将来の住宅地の面整備計画に関する公表資料はありません。</p> <p><b>2. 地形の状況</b> 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 土地利用の状況(住居等の立地状況、周辺地域に著しい日陰の影響を及ぼす中高層建築物の位置) 2) 地形の状況(住居等の立地する土地の高さや傾斜、著しい日影の影響を及ぼす地形の位置)</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。現地調査は、現地踏査による目視で把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 道路構造が高架構造の周辺地域において、日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域(冬至日の午前8時から午後4時までの間に日影が生じる範囲を含む地域)とします。 注) 図8-1に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域の目安)のうち、上記を満たす地域を予定します。(対象道路の道路構造の詳細が未確定であるため、橋若しくは高架の具体的な位置は示していません。)</p> <p><b>4. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握できる時期とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 太陽高度・方位及び高架構造物の方位・高さ等から、1時間ごとの等時間の日影線の範囲を計算して求め、等時間日影図を作成することにより予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、住居等が存在する、あるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域とします。</p> <p><b>3. 予測地点</b> 予測地域のうち、高架構造物等の沿道状況、高架構造物等と周辺地盤との高低差の程度を勘案し、日影状況の変化の程度を的確に把握できる地点に設定します。 予測高さは、住居等の保全対象で最も日影の影響が大きくなる居住階の高さとします。</p> <p><b>4. 予測対象時期等</b> 原則として、高架構造物等の設置が完了する時期の冬至日とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 道路(嵩上式:橋若しくは高架)の存在に係る日照障害に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。 また、参考となる指標として、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等にかかる費用負担について(昭和51年2月23日建設省計用発第4号)」において示されている日陰時間との整合が図られているかどうかを検討します。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (15) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由																														
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法																															
動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 水象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲においては、木曾川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。事業実施区域において、日光川及び鍋田川等の河川が流下しています。</p> <p><b>2. 土壌の状況</b> 事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。</p> <p>事業実施区域及びその周囲の三重県域においては、粗粒グライ土壌、グライ土壌等の様々な種類の土壌がモザイク状に分布しています。</p> <p><b>3. 地形及び地質の状況</b> ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。</p> <p>②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 ・重要な種等の分布 ・重要な種等の生息の状況 ・重要な種等の生息環境の状況</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査（下表参照）により行います。 1) 動物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 ・重要な種等の分布及び生息の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地調査は、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。 注) 図8-3に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 1) 動物相の状況 春夏秋冬の4季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>主な調査方法</th> <th>調査時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲(小型哺乳類)、夜間調査(コウモリ類)</td> <td>春・夏・秋・冬</td> </tr> <tr> <td>鳥類(一般鳥類)</td> <td>直接観察、ラインセンサス法、定点観察法、夜間調査(フクロウ類等)</td> <td>春・夏・秋・冬</td> </tr> <tr> <td>鳥類(猛禽類)</td> <td>定点観察法</td> <td>2 営巣期</td> </tr> <tr> <td>爬虫類・両生類</td> <td>直接観察</td> <td>早春・春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>直接観察及び採取、トラップ等による採取</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>直接観察及び採取、コドラート法</td> <td>早春・夏</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、夜間調査(ホタル類)</td> <td>春・初夏・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>直接観察及び採取</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>直接観察及び採取</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> </tbody> </table>	分類	主な調査方法	調査時期	哺乳類	目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲(小型哺乳類)、夜間調査(コウモリ類)	春・夏・秋・冬	鳥類(一般鳥類)	直接観察、ラインセンサス法、定点観察法、夜間調査(フクロウ類等)	春・夏・秋・冬	鳥類(猛禽類)	定点観察法	2 営巣期	爬虫類・両生類	直接観察	早春・春・夏・秋	魚類	直接観察及び採取、トラップ等による採取	春・夏・秋	底生動物	直接観察及び採取、コドラート法	早春・夏	昆虫類	直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、夜間調査(ホタル類)	春・初夏・夏・秋	陸産貝類	直接観察及び採取	春・夏・秋	クモ類	直接観察及び採取	春・夏・秋	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 事業の実施に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>
		分類	主な調査方法	調査時期																																		
哺乳類	目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲(小型哺乳類)、夜間調査(コウモリ類)	春・夏・秋・冬																																				
鳥類(一般鳥類)	直接観察、ラインセンサス法、定点観察法、夜間調査(フクロウ類等)	春・夏・秋・冬																																				
鳥類(猛禽類)	定点観察法	2 営巣期																																				
爬虫類・両生類	直接観察	早春・春・夏・秋																																				
魚類	直接観察及び採取、トラップ等による採取	春・夏・秋																																				
底生動物	直接観察及び採取、コドラート法	早春・夏																																				
昆虫類	直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、夜間調査(ホタル類)	春・初夏・夏・秋																																				
陸産貝類	直接観察及び採取	春・夏・秋																																				
クモ類	直接観察及び採取	春・夏・秋																																				
土地又は工作物の存在及び供用(道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、重要な種及び注目すべき生息地への影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 ・重要な種等の分布 ・重要な種等の生息の状況 ・重要な種等の生息環境の状況</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査（下表参照）により行います。 1) 動物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態 ・重要な種等の分布及び生息の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種等の生息環境の状況 現地調査は、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点又は経路を設定します。 注) 図8-3に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 1) 動物相の状況 春夏秋冬の4季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期（下表参照）及び時間帯とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>主な調査方法</th> <th>調査時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲(小型哺乳類)、夜間調査(コウモリ類)</td> <td>春・夏・秋・冬</td> </tr> <tr> <td>鳥類(一般鳥類)</td> <td>直接観察、ラインセンサス法、定点観察法、夜間調査(フクロウ類等)</td> <td>春・夏・秋・冬</td> </tr> <tr> <td>鳥類(猛禽類)</td> <td>定点観察法</td> <td>2 営巣期</td> </tr> <tr> <td>爬虫類・両生類</td> <td>直接観察</td> <td>早春・春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>直接観察及び採取、トラップ等による採取</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>直接観察及び採取、コドラート法</td> <td>早春・夏</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、夜間調査(ホタル類)</td> <td>春・初夏・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>直接観察及び採取</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>直接観察及び採取</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> </tbody> </table>	分類	主な調査方法	調査時期	哺乳類	目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲(小型哺乳類)、夜間調査(コウモリ類)	春・夏・秋・冬	鳥類(一般鳥類)	直接観察、ラインセンサス法、定点観察法、夜間調査(フクロウ類等)	春・夏・秋・冬	鳥類(猛禽類)	定点観察法	2 営巣期	爬虫類・両生類	直接観察	早春・春・夏・秋	魚類	直接観察及び採取、トラップ等による採取	春・夏・秋	底生動物	直接観察及び採取、コドラート法	早春・夏	昆虫類	直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、夜間調査(ホタル類)	春・初夏・夏・秋	陸産貝類	直接観察及び採取	春・夏・秋	クモ類	直接観察及び採取	春・夏・秋	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 道路構造と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地調査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大します。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>				
分類	主な調査方法	調査時期																																				
哺乳類	目撃法、フィールドサイン法、トラップによる捕獲(小型哺乳類)、夜間調査(コウモリ類)	春・夏・秋・冬																																				
鳥類(一般鳥類)	直接観察、ラインセンサス法、定点観察法、夜間調査(フクロウ類等)	春・夏・秋・冬																																				
鳥類(猛禽類)	定点観察法	2 営巣期																																				
爬虫類・両生類	直接観察	早春・春・夏・秋																																				
魚類	直接観察及び採取、トラップ等による採取	春・夏・秋																																				
底生動物	直接観察及び採取、コドラート法	早春・夏																																				
昆虫類	直接観察及び採取、ライトトラップ法、ベイトトラップ法、夜間調査(ホタル類)	春・初夏・夏・秋																																				
陸産貝類	直接観察及び採取	春・夏・秋																																				
クモ類	直接観察及び採取	春・夏・秋																																				

表 8-3 (16) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由									
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法										
植物	重要な種及び群落	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、重要な種及び群落への影響が考えられます。</p>	<p>1. 水象の状況 事業実施区域及びその周囲において、木曾川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。事業実施区域において、日光川及び鍋田川等の河川が流下しています。</p> <p>2. 土壌の状況 事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県域南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。</p> <p>3. 地形及び地質の状況 ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曾三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。</p> <p>②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。</p> <p>4. 植物の生育及び植生の状況 ①植物の生育及び群落の状況 事業実施区域及びその周囲において、文献から確認された重要な種は以下に示すとおりです。 植 物：69科181種 群 落：2箇所 巨樹・巨木：115件</p> <p>②植生の状況 事業実施区域及びその周囲には、宅地等と耕作地が広く分布し、海岸部には工場地帯の広いまわりが見られます。また、木曾川や日光川などの河川周辺では、高茎草本植生や低茎草本植生が帯状に多く分布し、木曾川の上流側では木本植生がまとまって見られます。</p> <p>5. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況 事業実施区域及びその周囲において、植物に係る天然記念物は55件指定されています。事業実施区域において、植物に係る天然記念物は5件指定されています。</p>	<p>1. 調査すべき情報 1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種・群落の生態 ・重要な種・群落の分布 ・重要な種・群落の生育の状況 ・重要な種・群落の生育環境の状況</p> <p>2. 調査の基本的な手法 既存資料調査及び現地調査（下表参照）により行います。 1) 植物相及び植生の状況 現地調査は、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とします。 2) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種・群落の生態 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・重要な種・群落の分布、生育の状況 現地調査は、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とします。 ・重要な種・群落の生育環境の状況 現地調査は、微地形、水系等を目視確認する方法とします。</p> <p>3. 調査地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から100m程度を目安とします。</p> <p>4. 調査地点 1) 植物相及び植生の状況 調査地域において、そこに生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種・群落の生態を踏まえ、調査地域において、それらが生育する可能性が高い場所に地点又は経路を設定します。 注) 図8-3に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p>5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 1) 植物相及び植生の状況 植物相の状況は、春夏秋の3季実施することを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期（下表参照）とします。時間帯は昼間に実施することを基本とします。 植生の状況は、春～秋にかけて1～2回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期（下表参照）とします。時間帯は昼間に実施することを基本とします。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期（下表参照）とし、時間帯は昼間に実施することを基本とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>主な調査方法</th> <th>調査時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>植物相</td> <td>直接観察及び採集</td> <td>春・夏・秋</td> </tr> <tr> <td>植物群落</td> <td>植生調査</td> <td>春～秋</td> </tr> </tbody> </table>	分類	主な調査方法	調査時期	植物相	直接観察及び採集	春・夏・秋	植物群落	植生調査	春～秋	<p>1. 予測の基本的な手法 工事施工ヤード及び工事用道路等と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。次に、それらが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から100m程度を目安とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価 事業の実施に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>
		分類	主な調査方法	調査時期													
植物相	直接観察及び採集	春・夏・秋															
植物群落	植生調査	春～秋															
	土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、重要な種及び群落への影響が考えられます。</p>	<p>対象道路の存在により、重要な種及び群落への影響が考えられます。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 道路構造と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。次に、それが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測します。</p> <p>2. 予測地域 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から100m程度を目安とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>												

表 8-3 (17) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。  工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。	<b>1. 水象の状況</b> 事業実施区域及びその周囲において、木曽川水系及び日光川水系の河川が伊勢湾に向かって流下しています。事業実施区域において、日光川及び鍋田川等の河川が流下しています。  <b>2. 土壌の状況</b> 事業実施区域及びその周囲の愛知県域北側においては、主に灰色低地土壌、グライ土壌、細粒低地土壌が分布し、褐色低地土壌や粗粒グライ土壌等が点在しています。愛知県城南側においては、グライ土壌、細粒グライ土壌及び粗粒グライ土壌が広く分布しています。  <b>3. 地形及び地質の状況</b> ①地形の状況 事業実施区域及びその周囲は、木曽三川により形成された沖積平野である濃尾平野に含まれており、周辺には三角州性低地や自然堤防・砂州・砂丘が広範囲に広がっているほか、伊勢湾方向に干拓地が存在しています。  ②地質の状況 事業実施区域及びその周囲は、主に砂・泥を主とする層で形成されています。  <b>4. 生態系の状況</b> 調査区域全体に低地の地形が広がり、調査区域西側に木曽川等の河川が伊勢湾に向かって貫流していることから、「低地」、「河川」及び「沿岸」に区分した上で、植生等の状況を踏まえて環境を類型化し、業実施区域及びその周囲において、以下のとおり区分しました。 ・低地-市街地 ・低地-緑の多い住宅地・公園等 ・低地-樹林地 ・低地-乾性草地 ・低地-湿性草地 ・低地-開放水面 ・河川-樹林地 ・河川-草地 ・河川-裸地 ・河川-開放水面 ・沿岸-草地 ・沿岸-開放水面	<b>1. 調査すべき情報</b> 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況 ・植物相の状況 ・その他の自然環境に係る概況 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態 ・注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 ・注目種・群集の分布 ・注目種・群集の生息・生育の状況 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境  <b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。なお、「動物」「植物」の調査が実施されているものは、当該調査結果を利用します。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動物相の状況、植物相の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・その他の自然環境に係る概況 現地調査は、主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認する方法とします。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態、注目種・群集とその他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 図鑑、研究論文、その他の資料により把握します。 ・注目種・群集の分布、注目種・群集の生息・生育の状況 現地調査は、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じて個体の採取による方法とします。 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 現地調査は、生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認することを基本とします。  <b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。  <b>4. 調査地点</b> 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点又は経路を設定します。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性が高い場所に調査地点又は経路を設定します。 注) 図 8-3 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。  <b>5. 調査期間等</b> 動物の項、植物の項と同様とする。	<b>1. 予測の基本的な手法</b> 工事施工ヤード及び工事用道路等と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及びその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及び地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。  <b>2. 予測地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。  <b>3. 予測対象時期等</b> 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。  <b>1. 予測の基本的な手法</b> 道路構造並びに生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握します。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測します。  <b>2. 予測地域</b> 事業実施区域及びその周辺とします。そのうち、現地踏査を行う範囲は、事業実施区域及びその端部から250m程度を目安とします。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大します。  <b>3. 予測対象時期等</b> 事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とします。	<b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 事業の実施に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。  対象道路の存在により、地域を特徴づける生態系への影響が考えられます。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。				

表 8-3(18) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、景観資源への影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 景観の状況</b> 事業実施区域及びその周囲には、9箇所 の主要な眺望点及び 52 箇所の景観資源が 存在し、事業実施区域には、美濃路街道、 相ノ川桜並木、鍋田干拓地と伊勢湾岸自動 車道、鍋田川堤桜並木の 4 箇所の景観資源 が存在しています。なお、事業実施区域に おいて、主要な眺望点は存在しません。</p> <p><b>2. 法令等により指定された地域・規制内容 等の状況</b> ①文化財保護法の規定により指定された史 跡、名勝又は天然記念物又は重要文化的景 観等 事業実施区域及びその周囲には、国登録 名勝地関係が 1 件、愛知県指定名勝が 1 件 存在しています。なお、事業実施区域には、 存在していません。 ②自然公園法の規定により指定された国立 公園、国定公園又は都道府県立自然公園の 区域 事業実施区域には、水郷県立自然公園が 存在しています。 ③都市計画法の規定により定められた風致 地区の区域 事業実施区域及びその周囲には、風致地 区が 2 件指定されています。なお、事業実 施区域に風致地区は指定されていません。 ④地域における歴史的風致の維持及び向上 に関する法律の規定により市町村が定める 歴史的風致の維持及び向上に関する計画 （歴史的風致維持向上計画） 津島市では歴史的風致維持向上計画（歴 史的風致維持向上計画）を策定し、維持向 上すべき 4 つの歴史的風致を挙げていま す。事業実施区域には 1 つの風致地区が存 在します。 ⑤地方公共団体の景観の保全に係る条例等 愛知県では「美しい愛知づくり条例」（平 成 18 年 3 月 28 日愛知県条例第 6 号）、三 重県では「三重県景観づくり条例」（平成 19 年 10 月 20 日三重県条例第 66 号）を制定 しています。また、一宮市及び桑名市にお いて景観条例を制定しています。 ⑥景観法により景観行政団体が定める良好 な景観の形成に関する計画（景観計画） 一宮市、津島市及び桑名市は景観法に基 づく景観行政団体となっており、一宮市及 び桑名市では良好な景観の形成に関する計 画（景観計画）を策定しています。なお、津 島市は景観計画策定に向けて検討を進めて います。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 主要な眺望点及び景観資源の分布</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査により行います。 地域特性の把握時に収集した文献資料から、主要な眺 望点及び景観資源の分布に関する情報を利用します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な眺 望点及び景観資源の改変が想定される地域とします。 注) 図 8-4 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の 目安）のうち、上記を満たす地域を予定します。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 主要な眺望点及び景観資源の位置と工事施工 ヤード、工事用道路等の設置が想定される範囲 を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の 位置、程度を把握します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 工事施工ヤード、工事用道路等の設置により 主要な眺望点及び景観資源の改変が想定される 地域とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定 される時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）に 係る景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲 内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応 じその他の方法により環境の保全についての配慮が適 正になされているかどうかについて、見解を明らかにし ます。</p>	<p>技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、主要な眺望景観への影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 主要な眺望点の状況、景観資源の状況については、既 存の文献資料等により把握します。 主要な眺望点の分布、利用状況（利用時期、利用時間 帯等）及び景観資源の分布、自然特性（見どころとなる 時期等）に関する情報が、文献資料では不足すると判断 される場合には、主要な眺望点の管理者や関係地方公共 団体に対しヒアリング又は現地踏査を行い、必要な情報 を確認します。 また、主要な眺望景観の状況については、写真撮影に より視覚的に把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその端部から 3km 程度の範囲を目 安とし、その範囲において主要な眺望点が分布する地域 とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び対 象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じ ると想定される地点を設定します。 注) 図 8-4 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の 目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能 な時期とします。 現地調査の調査期間等は、主要な眺望点の利用状況 （利用時期、利用時間帯等）、景観資源の自然特性（見 どころとなる時期等）を考慮し、主要な眺望景観が当該 地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯 とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域を 重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位 置、程度を把握します。 2) 主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法等の視覚的な表現方法 により眺望景観の変化の程度を把握します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源 の改変が生じる地域とします。 2) 主要な眺望景観の変化 調査地域のうち、主要な眺望景観の変化が生 じる地域とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 対象道路の完成時において、主要な眺望点の利 用状況（利用時期等）、景観資源の自然特性（見 どころとなる時期等）を踏まえ、主要な眺望点、 景観資源及び主要な眺望景観の影響を明らかに する上で必要な時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る景観に 関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる 限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他 の方法により環境の保全についての配慮が適正になされ ているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、配慮書での検討結果、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>	

表 8-3(19) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事施工ヤードや工事用道路等を設置するため、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。</p>	<p>1. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>事業実施区域及びその周辺には、公園や緑道、散策コースなど100箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。事業実施区域には、以下に示す9箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県下水道科学館の公園</li> <li>・相ノ川桜並木</li> <li>・弥富野鳥園</li> <li>・富浜緑地公園</li> <li>・間崎公園</li> <li>・鍋田川堤桜並木</li> <li>・佐屋地区ウォーキングロードマップ（北コース）</li> <li>・佐織地区ウォーキングロードマップ（勝幡編コース）</li> <li>・十四山地区（水郷田園コース）</li> </ul>	<p>1. 調査すべき情報</p> <p>1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布（分布、面積・延長等）</p> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>既存資料調査により行います。地域特性の把握時に収集した文献資料から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布に関する情報を利用します。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変が想定される地域とします。</p> <p>注) 図8-5に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地域を予定します。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場と工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される範囲を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変が想定される地域とします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>工事施工ヤード、工事用道路等の設置が想定される時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。</p>	<p>2. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</p> <p>事業実施区域には、水郷県立自然公園が存在しています。</p>	<p>1. 調査すべき情報</p> <p>1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況</p> <p>2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布（分布、面積・延長等）</li> <li>・利用の状況（利用時期・時間帯、利用する交通機関・経路、最寄りの駅等からの所要時間等）</li> <li>・利用環境の状況（取り巻く自然資源の内容、景観等の特性）</li> </ul> <p>2. 調査の基本的な手法</p> <p>既存資料調査及び現地調査により行います。主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の管理者や関係地方公共団体に対してヒアリングを行ない、必要な情報を確認します。</p> <p>現地調査では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握します。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握します。</p> <p>3. 調査地域</p> <p>事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲を目安とし、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布する地域とします。</p> <p>4. 調査地点</p> <p>現地調査の地点は、人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。</p> <p>注) 図8-5に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p>5. 調査期間等</p> <p>既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。</p> <p>現地調査の調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法</p> <p>1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源と事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握します。</p> <p>2) 利用性の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合いの活動の場の利用性の変化</li> <li>人と自然との触れ合いの活動の場の利用の支障の有無、支障が生じる箇所等を把握します。特に人と自然との触れ合いの活動の場の分断の有無及び分断によって生じる活用可能面積や延長を把握します。</li> <li>・主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化</li> <li>近傍の既存道路の改変の状況より、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化を把握します。</li> </ul> <p>3) 快適性の変化</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握します。</p> <p>2. 予測地域</p> <p>1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源の改変</p> <p>調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及びそれを取り巻く自然資源の改変が生じる地域とします。</p> <p>2) 利用性の変化</p> <p>調査地域のうち、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への到達時間・距離の変化が生じる地域とします。</p> <p>3) 快適性の変化</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる地域（事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲）とします。</p> <p>3. 予測対象時期等</p> <p>対象道路の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況（利用時期）を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に及ぶ影響を明らかにする上で必要な時期とします。</p>	<p>1. 回避又は低減に係る評価</p> <p>道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3(20) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

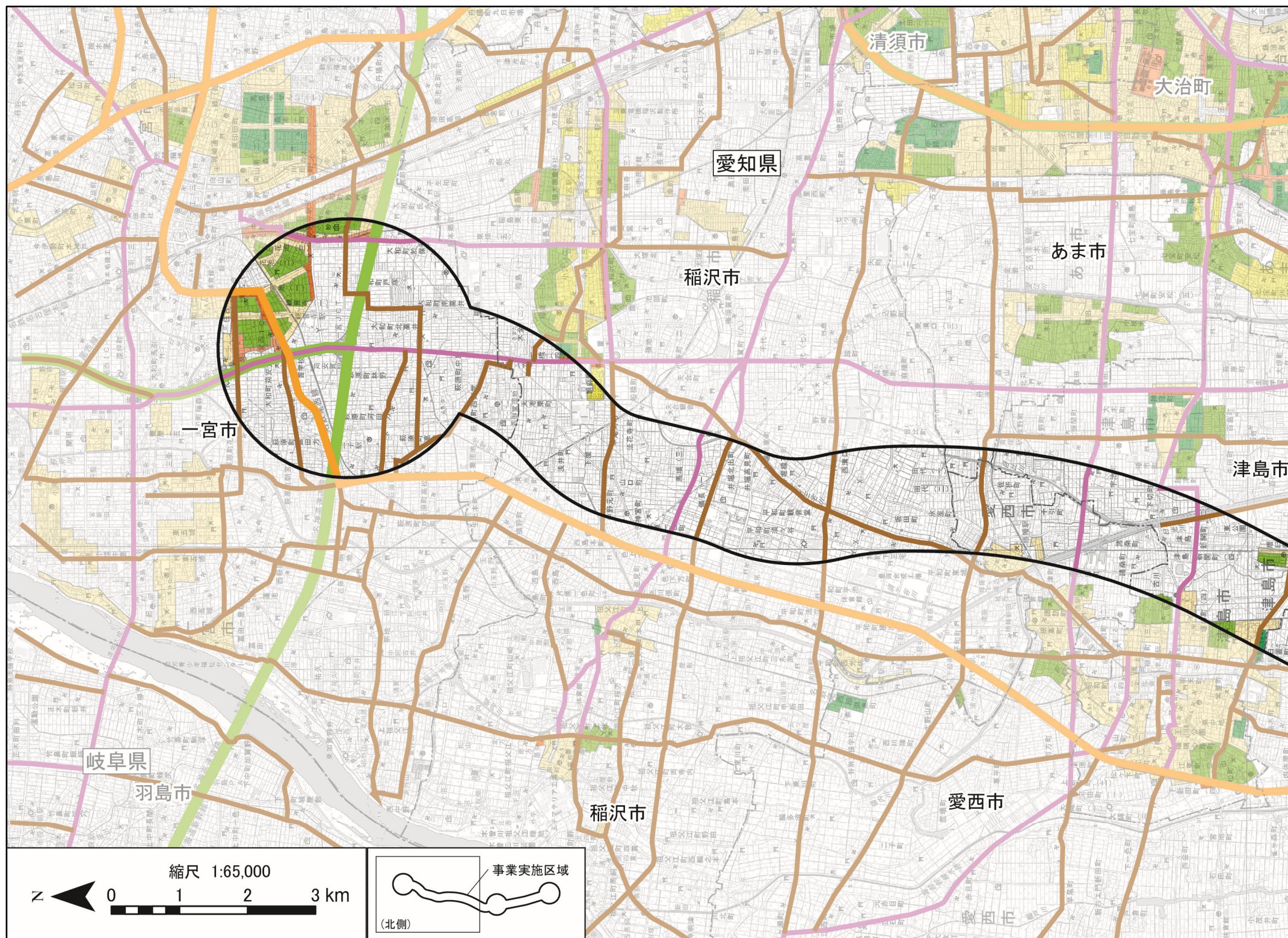
環境要素 の大区分	項 目		当該項目に関連する 事業特性	当該項目に関連する 地域特性	手 法			手法の選定理由
	環境要素 の区分	影響要因 の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と 自然との触 れ合いの活 動の場	土地又は工 作物の存在 及び供用(自 動車の走行)	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>対象道路の存在により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。</p>	<p><b>1. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</b> 事業実施区域及びその周囲には、100箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。 事業実施区域には、相ノ川桜並木、弥富野鳥園、佐織地区ウォーキングロードマップ(勝幡編コース)など8箇所の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。 なお、上記のうち、弥富野鳥園には、静寂性を要する人と自然との触れ合い活動(バードウォッチング)の場が含まれています。</p> <p><b>2. 法令等により指定された地域・規制内容等の状況</b> 事業実施区域には、水郷県立自然公園が存在しています。</p>	<p><b>1. 調査すべき情報</b> 1) 人と自然との触れ合いの活動の場の概況 2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布 ・利用の状況 ・利用環境の状況</p> <p><b>2. 調査の基本的な手法</b> 既存資料調査及び現地調査により行います。 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の管理者や関係地方公共団体に対してヒアリングを行ない、必要な情報を確認します。 現地調査では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握します。また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握します。</p> <p><b>3. 調査地域</b> 事業実施区域及びその端部から500m程度の範囲を目安とし、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布する地域とします。</p> <p><b>4. 調査地点</b> 現地調査の地点は、人と自然との触れ合いの活動の場が存在する地点や対象道路に近接し影響が大きいと想定される地点等、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点に設定します。 注) 図 8-5 に示す事業実施区域及びその周辺(調査地域を目安)のうち、上記を満たす地点を予定します。</p> <p><b>5. 調査期間等</b> 既存資料調査の調査期間等は、最新のものを入手可能な時期とします。 現地調査の調査期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況(利用時期、時間帯)を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯とします。</p>	<p><b>1. 予測の基本的な手法</b> 1) 自動車の走行 事業実施区域との位置関係から、影響の可能性を示すことにより定性的に予測します。</p> <p><b>2. 予測地域</b> 調査地域のうち、バードウォッチング等、特に静寂性を要する活動が行われている主要な人と自然との触れ合い活動の場が分布する地域とします。</p> <p><b>3. 予測対象時期等</b> 対象道路の完成時において、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況(利用時期)を踏まえ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び影響を明らかにする上で必要な時期とします。</p>	<p><b>1. 回避又は低減に係る評価</b> 自動車の走行に係る人と自然との触れ合いの活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。</p>	<p>技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性並びに専門家等による技術的助言を踏まえて選定しました。</p>

表 8-3 (21) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	工事の実施（工事施工ヤード、工事用道路等の設置）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。  工事施工ヤード、工事用道路等の設置により、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられます。	1. 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況 事業実施区域及びその周囲には、国指定史跡が2件、国登録名勝地関係が1件、各県指定史跡が3件、各県指定名勝が1件、各県指定天然記念物が6件、各市・町・村指定史跡が44件、各市・町指定天然記念物が50件存在します。さらに、国指定建造物が16件、登録有形文化財（建造物）が42件、各県指定建造物が4件、各市・町・村指定建造物が27件存在し、国指定無形民俗文化財が2件、記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財が2件、各県指定有形民俗文化財が3件、各県指定無形民俗文化財が4件、各市・町・村指定有形民俗文化財が13件、各市・町・村指定無形民俗文化財が60件存在しています。なお、重要文化的景観は調査区域に存在していません。 事業実施区域には、各県指定史跡が1件、各市・町・村指定史跡が3件、各市・町・村指定天然記念物が5件、国指定建造物が1件、登録有形文化財（建造物）が1件、各県指定建造物が1件、各市・町・村指定建造物が5件、各市・町・村指定有形民俗文化財が2件、各市・町・村指定無形民俗文化財が5件存在しています。	1. 調査すべき情報 1) 主要な地域の歴史的文化的環境の状況  2. 調査の基本的な手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境に関する既存資料の収集により把握します。また、既存資料調査を補完する必要がある場合には、現地調査により行います。現地調査は、現地踏査による目視で把握します。  3. 調査地域 対象道路が地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況の変化を生じさせる範囲（事業実施区域）を考慮して、その範囲における地域の歴史的文化的特性を生かした環境が分布する地域とします。  4. 調査地点 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境に及ぼす影響を適切に把握できる地点とします。 注）図 8-6 に示す事業実施区域及びその周辺（調査地域の目安）のうち、上記を満たす地点を予定します。  5. 調査期間等 既存資料調査の調査期間等は、最新の文献を入手可能な時期とします。	1. 予測の基本的な手法 地域の歴史的文化的特性を生かした環境と事業実施区域の重ね合わせにより、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の改変の位置及び程度を把握します。  2. 予測地域 調査地域のうち、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の変化が生じると考えられる地域とします。  3. 予測対象時期等 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の影響を明らかにする上で必要な時期とし、工事の実施期間とします。	1. 回避又は低減に係る評価 工事の実施に係る歴史的文化的特性を生かした環境の状況に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	「環境影響評価指針」（平成11年5月28日、愛知県告示445号）を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
		土地又は工作物の存在及び供用（道路（地表式又は掘割式、嵩上式）の存在）	対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。  対象道路の存在により、地域の歴史的文化的特性を生かした環境への影響が考えられます。					

表 8-3 (22) 環境影響評価の各項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその手法の選定理由

環境要素の大区分	項目		当該項目に関連する事業特性	当該項目に関連する地域特性	手法			手法の選定理由
	環境要素の区分	影響要因の区分			調査の手法	予測の手法	評価の手法	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施（切土工等又は既存の工作物の除去）	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施にあたっては、工作物の除去によるアスファルト・コンクリート塊が発生します。これらの廃棄物による環境への負荷の影響が考えられます。</p>	1. 廃棄物の処理及び施設の状態 事業実施区域において、中間処理施設が 26 箇所存在しています。	<p>予測及び評価に必要な情報は、事業特性及び地域特性の情報把握により得られることから、調査は、既存資料調査により行うことを基本とし、必要な情報が得られない場合又は不足する場合には必要に応じて聞き取り調査を行います。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 事業特性及び地域特性を基に行うこととし、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測します。</p> <p>2. 予測地域 廃棄物等が発生する事業実施区域を基本とします。 なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、事業実施区域の周辺区域を含む範囲とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 廃棄物等の発生する工事期間とします。</p>	1. 回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存の工作物の除去に係る廃棄物等による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	国土交通省令に基づきつつ、技術手法を参考の上、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。
温室効果ガス等	温室効果ガス等	<p>工事の実施（建設機械の稼働）</p> <p>工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）</p>	<p>対象道路の基本的な道路構造は、嵩上式を計画しています。また、インターチェンジ及びジャンクションの設置を計画しています。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による温室効果ガス（二酸化炭素）が発生します。これらの温室効果ガス等による環境への負荷の影響が考えられます。</p>	1. 温室効果ガス等の状況 愛知県では、「あいち地球温暖化防止戦略 2030（改訂版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」(令和 4 年 12 月、愛知県)を策定しており、2030 年度の温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 46%削減する目標を設定しています。 三重県では、「三重県地球温暖化対策総合計画」(令和 5 年 3 月改定、三重県)を策定しており、令和 12 年度(2030 年度)における温室効果ガス排出量を平成 25 年度(2013 年度)比で 47%削減する目標を設定しています。	<p>予測及び評価に必要な情報は、既存資料調査により行うことを基本とします。</p>	<p>1. 予測の基本的な手法 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴い発生する温室効果ガス（二酸化炭素）の発生状況を把握します。</p> <p>2. 予測地域 温室効果ガス（二酸化炭素）が発生する事業実施区域を基本とします。</p> <p>3. 予測対象時期等 温室効果ガス（二酸化炭素）の発生する工事期間とします。</p>	1. 回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガス（二酸化炭素）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにします。	「環境影響評価指針」(平成 11 年 5 月 28 日、愛知県告示 445 号)を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。



- 凡例
- 事業実施区域
  - 県界    - - - - 市町村界
  - 一般県道
  - 主要地方道
  - 一般国道
  - 高速自動車国道
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域

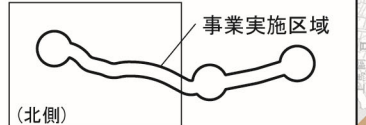
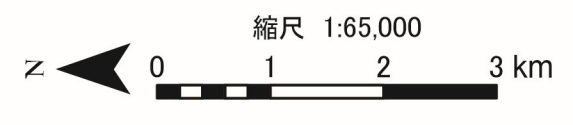
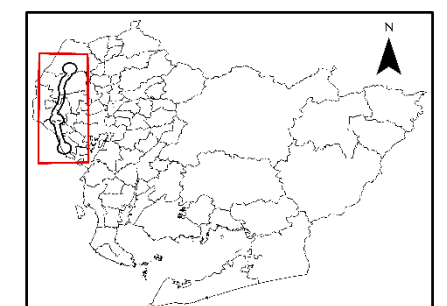


図 8-1(1) 調査地域の目安 (大気質・騒音・振動・低周波音・日照阻害)



- 凡例
- 事業実施区域
  - 県界    - - - - 市町村界
  - 一般県道
  - 主要地方道
  - 一般国道
  - 高速自動車国道
- 用途地域
- 第一種低層住居専用地域
  - 第一種中高層住居専用地域
  - 第二種中高層住居専用地域
  - 第一種住居地域
  - 第二種住居地域
  - 準住居地域



縮尺 1:65,000

0 1 2 3 km

事業実施区域 (南側)

図 8-1(2) 調査地域の目安 (大気質・騒音・振動・低周波音・日照阻害)